

静岡空港の設置、管理及び使用料に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年12月26日

静岡県知事 鈴木康友

静岡県条例第48号

静岡空港の設置、管理及び使用料に関する条例の一部を改正する条例

静岡空港の設置、管理及び使用料に関する条例（平成20年静岡県条例第22号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>（一定の重量を超える航空機による滑走路等の使用の許可）</p> <p>第6条 <u>航空機等級番号</u>（国際民間航空条約（昭和28年条約第21号）の附属書14に規定する航空機等級番号をいう。）が66を超える航空機の離着陸又は当該離着陸に伴う停留のため滑走路等を使用しようとする者は、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。</p> <p>2 （略）</p>	<p>（一定の重量を超える航空機による滑走路等の使用の許可）</p> <p>第6条 <u>航空機分類等級</u>（国際民間航空条約（昭和28年条約第21号）の附属書14に規定する航空機分類等級をいう。）が850を超える航空機の離着陸又は当該離着陸に伴う停留のため滑走路等を使用しようとする者は、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。</p> <p>2 （略）</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。